

設立時取締役選任及び本店所在地決議書

平成 22 年 月 日、株式会社丸亀実業創立事務所において発起人全員出席し（又は議決権の過半数を有する発起人が出席し）、その全員の一致の決議により、次のように設立時取締役及び本店所在地を次のとおり選任、決定した。なお、被選任者は即時その就任を承諾した。

設立時取締役 亀頭 治
本店 東京都杉並区久我山5丁目8番11号101

上記決定事項を証するため、発起人の全員（又は出席した発起人）、設立時取締役は、次のとおり記名押印する。

平成 22 年 月 日

株式会社丸亀実業

発起人 亀頭 治 印（個人の実印）

設立時取締役 亀頭 治 印（個人の実印）